

岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく
温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ&A

皆様からご質問いただいた内容について、Q&Aにまとめました。

なお、このQ&Aでは、次の用語を使用しています。

温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ&A

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成 21 年岐阜県条例第 21 号)
規則	岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則(平成 21 年岐阜県規則第 40 号)
省エネ法	エネルギーの使用の合理化に関する法律
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
特定事業者	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者(規則第 5 条)。「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」の提出が義務づけられています。(条例第 12 条第 1 項、条例第 13 条)
手引き	温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書 届出の手引き

1-1 <省エネ法との相違1>

省エネ法でも計画や実績報告が求められていますが、条例で求められる計画や実績報告とどのように異なるのですか。

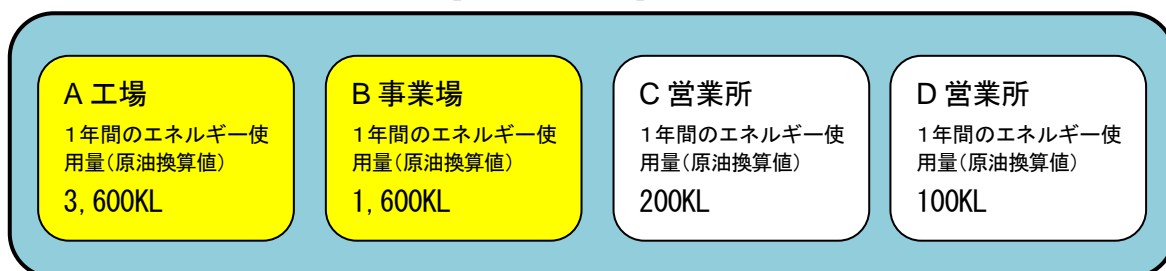
- A 省エネ法では、石油製品や石炭製品などの燃料、熱及び電気を対象に、省エネルギーに関する措置に限定して計画書等の提出が求められています。地球温暖化対策の推進にとって、省エネルギー対策は不可欠ですが、条例では、省エネルギーのみならず再生可能エネルギーの活用、森林の保全及び整備並びにその他の温室効果ガスの排出を抑制する取組みについても包括的に進めていただくことを求めていることから、これらについても計画や実績報告に盛り込んでいただきます。

1-2 <省エネ法との相違2>

条例に基づく特定事業者の考え方は、省エネ法と異なっていますか。

- A 条例に基づく特定事業者と省エネ法に基づく特定事業者では、定義が異なりますので十分注意してください。

(1) 工場・事業場の場合 【〇〇株式会社】



● 条例に基づく特定事業者

AとBが、各々1,500KL/年以上であるため、AとBについて、各々計画書及び実績報告書を提出。(部分が各々1,500KL/年以上であり、A工場とB事業場が各々計画の対象となる。)

※条例では、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を有している事業者が特定事業者となり、計画書等の提出を義務付けられます。

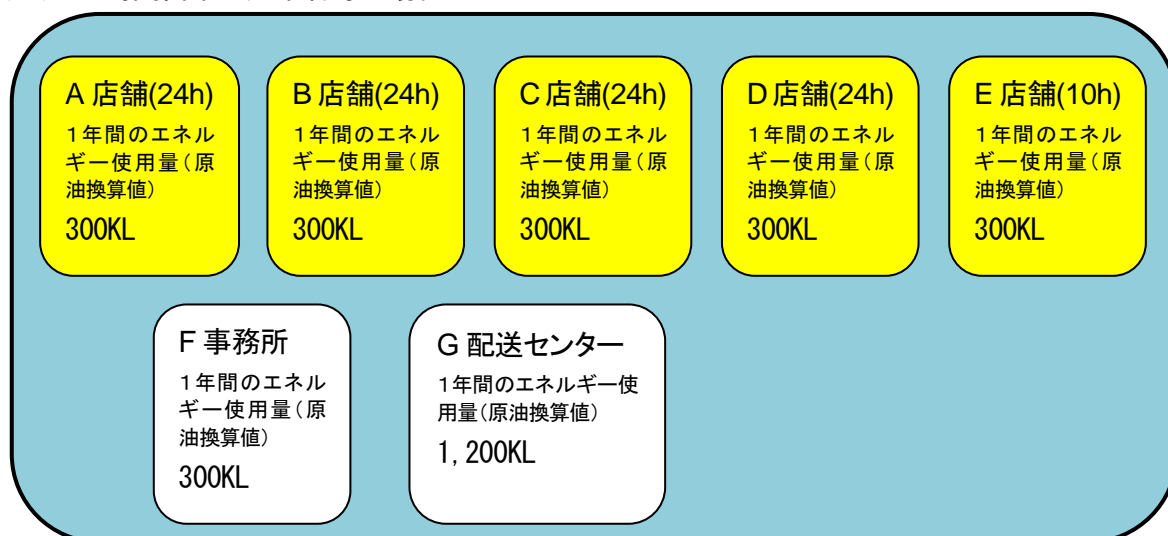
● 省エネ法に基づく特定事業者

〇〇株式会社の合計値(A+B+C+D)が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出。

(部分が該当。)

※A工場は第一種エネルギー管理指定工場、B事業場は第二種エネルギー管理指定工場として指定を受けることとなります。

(2) 24時間営業小売業者等の場合



● 条例に基づく特定事業者

県内の5店舗のうち4店舗が24時間営業で、24時間営業の店舗の割合は10分の8以上であり、店舗(A～E)の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上であるため、店舗(A～E)について計画書及び実績報告書を提出。(部分が該当。)

※FとGは店舗でないため、24時間営業小売業者等としての合計には含めません。

● 省エネ法に基づく特定事業者

〇〇株式会社の合計値(A～G)が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出。

(部分が該当。)

※事業所の業務内容に関わらず、事業者全体が対象となります。

1-3 <省エネ法との相違3>

省エネ法や温対法では、法人単位で報告をすることとなっています。組織体制の構築、CO₂削減施策の計画の作成と実施、エネルギー使用の管理なども法人単位で行うこととなるため、条例に基づく温室効果ガス削減計画も法人単位で提出してよろしいでしょうか。

A 省エネ法及び温対法では、法人単位で報告をすることとなっていますが、一定規模以上の工場・事業場分もその内訳として報告することとなっています。(省エネ法：原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の工場・事業場分、温対法：二酸化炭素換算3,000トン以上の工場・事業場分)

したがって、条例に基づく報告では、一定規模以上の工場・事業場分(内訳分)を記入してください。また、温室効果ガス削減計画についても、法人全体で1%削減する場合、一定規模以上の工場については何らかの対策が計画されるものと考えられ、当該工場・事業場分を抜粋して記入してください。

1-4 本社の所在地が他県である場合、本社が計画書を提出するのですか。

- A 計画書を提出する者は、事業を行っている者であり、本社の所在地が県内県外に関わらず本社が提出します。ただし、本社が作成した委任状を提出していただければ、対象となった工場の工場長名や県内を統括する支店の支店長名で提出することも可能です。

1-5 (運輸事業者) 県内に2つの営業所がある場合、それぞれ計画を作成するのですか。

- A 運輸事業者の場合は、県内に登録するトラック等の台数が要件になるため、岐阜県内の営業所分をまとめて1つの計画書を作成してください。
なお、工場については、工場ごとに対象となるか否かの判断をして、工場ごとに作成してください。

1-6 提出するものは何ですか。

- A 正本(紙)を1部提出してください。その他、電子ファイルでも提出いただくようお願いします。なお、電子ファイルの提出方法は、電子メールにより提出してください。

1-7 運輸事業者の算定範囲について注意することはありますか。

- A 算定範囲は、貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に伴って排出されるエネルギー起源二酸化炭素です。
- ① 営業所の照明や冷暖房分は算定不要です。
※省エネ法では、全国の営業所の照明や冷暖房等のエネルギー使用量について把握することとなっていますが、条例では不要です。
 - ② 対象は、使用の本拠の位置を県内に登録している車両です。
※自家用自動車(白ナンバー)については算定対象外ですが、エネルギー使用量の区分が困難な場合は含んでいても支障ありません。
 - ③ 軽自動車は対象外です。
 - ④ 市町村から運行委託を受けている場合(例:市町村所有バスの運行を受託)は対象外です。

1-8 <基準年度1>機械の入れ替え工事のため、30年度は生産量が通常の60%程度となることが見込まれます。基準年度は、30年度にしなければいけませんか。

1-9 <基準年度2>基準年度は原則30年度とされているが、27年度から29年度の平均で設定してもよいでしょうか。

- A 条例に基づく温室効果ガス削減計画書では、特定の年からの削減量を目標として設定するため、目安となる年(「基準年度」)の設定が必要となります。前年度である30年度を基準

年度の原則としていますが、工場特有の事情を考慮して30年度以外で設定していただくことも可能です。

工場特有の事情により、30年度を基準年度として目標設定が困難であると判断された場合は、過去5年間程度のなかで、30年度以外の年度を基準年度としたい旨、個別に相談をお願いします。

1-10 <目標1>受注の状況により、温室効果ガス総合排出量、温室効果ガス総合排出原単位どちらの指標とも変動が大きいため目標設定が困難です。両方の指標で目標を設定してもよいですか。

- A 温室効果ガスの総量を削減するため、計画書の作成・報告制度を導入したところです。計画書の作成にあたっては、まず、温室効果ガスの排出量を削減するよう検討いただきたいと考えています。しかしながら、事業活動の拡大により排出量を下げることが現実的でない場合は、原単位を指標として排出量の削減に努力していただくこととしております。
どちらかの指標を選択して目標を設定してください。

1-11 <目標2>目標削減率の記入例（手引き p21、p38）では、総合排出量は3%、総合排出原単位では5%となっていますが、原単位による目標設定では総量が増える場合もあるため厳しい目標を設定する必要がありますか。

- A 原単位による目標設定に対して厳しい目安があるという意図はなく、単に記入例を見やすくするために、3%と5%という数字を使用したものです。総合排出量、総合排出原単位いずれの目標設定においても、年平均1%以上を目安にしてください。

1-12 <目標3>毎年度1%ずつ削減できなくても、計画期間内に削減できればよいでしょうか。例)3年間の計画期間の場合、1年目、2年目は横ばいで3年目に3%削減。

- A 計画期間中は毎年度1%ずつの削減を達成できるよう努力していただくこととしております。なお、中間年度の報告で、進捗状況が滞っている場合は、その理由や今後の見込みをお伺いする場合があります。

1-13 <目標4>生産量が減った場合、原単位は悪化するが、総量は減少するので、目標設定を計画期間中に変えることで対応することは可能でしょうか。

- A 温室効果ガス排出削減計画書等の作成・報告制度は、事業者が自ら排出量を算定し、その排出を抑制するための措置を中長期的に計画し、またその排出実態を把握することにより、自主的かつ積極的な取組の促進を図ることを目指したものです。

条例の目的の一つが温室効果ガスの排出抑制であることから、計画書の作成にあたっては、まず、温室効果ガスの排出量を削減するよう検討いただきたいと考えています。しかしな

がら、事業活動の拡大により排出量を下げることが現実的でない場合は、原単位を指標として排出量の削減に努力していただくこととしております。

このように、見かけ上の目標達成を目的とした制度ではありませんので、趣旨をご理解のうえ、ご対応いただきたいと考えております。

なお、温室効果ガス排出削減計画を変更する場合とは、

①対策を変更することにより、目標が変更となる場合

(例：設備更新が新たに対策に加わることによる、目標の上方修正)

②事業内容が変更になるため、対策及び目標が変更となる場合

(例：新たな製造品目が追加されることに伴う、製造設備、対策及び目標の変更)

③目標数値の変更

(例：ソフト対策が効果を上げたことによる、目標の上方修正)

であると考えており、景気の動向や受注状況による目標の設定方法の変更は想定しておりません。

1-14 <目標5>目標が達成できない場合、ペナルティや罰則はありますか。

- A 温室効果ガス排出削減計画は、事業者の皆様へ、自主的に作成していただく計画であり、目標を達成できないことに対して罰則は設けておりませんし、ペナルティもありません。また、目標を達成するために、目標から超過する排出量分に、補完的手段（森林整備による二酸化炭素吸収量、J-クレジット等の購入等）による削減量を充てることを求めるものではありません。削減目標の設定にあたっては、温室効果ガス等の排出状況及び措置の実施状況、他法令の基準などを総合的に勘案し、実施可能な措置を検討してください。

1-15 <原単位>多種の製品があり生産量等では原単位の設定ができないため、省エネ法に基づく報告では、製品の売り上げから原材料費を引いた付加価値生産額により原単位を算出しています。手引きの例にはありませんが、このような設定の仕方でもよいですか。

- A 手引きに記載している原単位の算出方法（手引き p22 参照）は一例であり、事業者において適切な指標を設定してください。省エネ法に基づく報告に使用されている方法で支障ありません。なお、原単位による目標設定をされた場合には、別紙様式（シート4）により算出根拠についての説明をお願いします。

1-16 <対策>対策は、対象となった工場のみでよいですか。

- A 計画書に記載する措置の内容は、対象となった工場のみで結構です。なお、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制する取組であれば、対象となった工場以外の取組を記入していただいても結構です。

1-17 <有効数字>有効数字の取扱いはどのようにしたらよいか。

- A 省エネ法及び温対法に基づく算定・報告・公表制度での算出にあわせてください。なお、温室効果ガス排出量はトン単位、削減率（％）は、小数点以下1桁での表記（〇.〇％）をお願いします。

1-18 <電気の排出係数1>電気の排出係数は、固定するということでしょうか。

- A 電気の排出係数は、実際に電気を使用した年度の排出係数を使用することとなります。例えば、平成30年度に中部電力の電気を使用した場合は、排出係数0.000476 t-CO₂/kWhを使用して作成した平成30年度実績報告書を提出してください。この趣旨は、各事業者が温室効果ガス排出量削減対策として電力事業者の選択も含めた燃料の選択を検討いただくためです。なお、使用する電気の排出係数は手引きを参照してください。

1-19 <電気の排出係数2>排出係数として、なぜ調整後排出係数でなく、実排出係数を使用するのでしょうか。

※実排出係数：他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出したCO₂を使用者が間接的に排出したものとみなすため、電気の使用量に応じて二酸化炭素排出量を換算するための係数

調整後排出係数：温対法に基づき京都議定書のクレジット等を実際の排出量から控除して算出した排出係数

- A 省エネ法及び温対法の報告では、実排出係数と調整後排出係数両方を使用してそれぞれ算定することとなっています。条例では、岐阜県内の温室効果ガスの排出状況を把握することを念頭においていることから、実排出係数を使用することとします。

※調整後排出係数を使用すると、電力会社等が購入した京都議定書のクレジット等（海外での削減量）が反映された数値となり、国内での実際の排出状況は反映されないこととなります。

1-20 <変更届>大規模設備の更新が計画期間の途中で決まった場合、変更届が必要でしょうか。

- A 大規模設備の更新は、目標数値にも影響すると考えられますので、変更を届けてください。

1-21 <原油換算エネルギー使用量の算定1>電気の使用については、「昼間買電」と「夜間買電」の欄に別れています。その区分は、どのように考えればよいですか。

- A 昼間買電は8時～22時、夜間買電は22時～翌8時となっています。
「高圧電力」や「季時別」という契約種別では、昼間買電＝力率測定用有効電力量、夜間買電＝全使用電力量－力率測定用有効電力量 として計算してください。なお、従量電灯、

低圧電力などの契約の場合で、力率測定用有効電力量がわからない場合は、すべて昼間買電として計算しても支障ありません。（省エネ法と同一の考え方です。）

1-22 <原油換算エネルギー使用量の算定2>燃料に液化天然ガス（LNG）を使用していますが、手引きに示された簡易計算表の熱量の算定に用いる換算係数が実測値とあっていません。納入者から取り寄せた実測値で算定してよいですか。

A 簡易計算表の換算係数以外を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

1-23 <算定方法>当工場では例年、本社より報告依頼があります。多少算定方法が異なりますが、その値を用いてもよいでしょうか。条例による算法以外不可の場合、燃料・電力等使用量を入力するのみで温室効果ガス排出量を自動計算するような集計表は公開いただけるのでしょうか。

A 燃料・電力使用量から温室効果ガス排出量を計算できる様式を提供しますので、把握されたエネルギー使用量から算出してください。なお、LNGなどで、事業活動環境配慮指針の別表と異なる換算係数を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

1-24 <補完的手段：森林1>森林整備による補完的手段の制度はどのようなものですか。

A 県では、現在20箇所（H31年1月現在）の協定を締結し企業との協働による森づくりを推進しています。うち3件では地球環境のための森林づくり条例に基づく森林整備計画書を提出、森林整備による二酸化炭素吸収量の認定を受けることに取り組んでいます。なお、企業との協働による森づくりのHPも参照してください。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-kankyo/megumi/index_4760.html

1-25 <補完的手段：森林2>森林整備を行った場合、どのくらいの整備によりどの程度二酸化炭素が吸収されるのか、また必要な資金はどの程度ですか。

A 二酸化炭素の吸収量は、広葉樹を1ha植栽する場合、年間数十トン、間伐を1ha実施する場合、年間10t程度と見込まれます。必要な資金は、整備の面積規模とその内容によって異なり、1ha当たり、植樹する場合概ね100万円、間伐なら概ね20万円程度が必要と考えられます。なお、二酸化炭素の吸収量は、整備作業が終了してから1年後に県において現地確認を行い認定します。

1-26 <緑化1>工場の緑化に取り組んでいます。これは評価されますか。

1-27 <緑化2>敷地内緑地や緑化推進委員会への協力分は評価されますか。（地球環境の保全以外の森林づくり条例に基づく事業以外は対象となりませんか。）

A 工場内の緑化による二酸化炭素吸収量は、地球環境の保全のための森林づくり条例に基づ

く二酸化炭素吸収量の認定ができないため、補完的手段として評価することはできませんが、「4 その他寄与する事項」に記入してください。なお、建築物環境配慮計画書では、「二酸化炭素削減に寄与する取組」に記入してください。